

遠野市へ転入される方へ

印鑑登録

- ・登録する印鑑，本人確認書類（写真付き）が必要です。
- ・代理人申請の場合は，代理人の印鑑が必要です。

概要	<p>住民登録をしている方は、印鑑登録をすることができます。本人確認のため運転免許証等がない場合は、保証人が必要となります。</p> <p>保証人が必要となる場合、遠野市内で印鑑登録を受けている人で、保証人が登録している印鑑（印鑑登録しているもの）が必要です。</p> <p>代理人に依頼するときは、事実を確かめるために照会書と代理人選任届を自宅に郵送しますので、回答書と代理人選任届に必要事項を記入してください。</p> <p>印鑑登録回答書・代理人選任届と引き換えに登録をして、印鑑登録証をお渡しします。回答期限の1ヶ月を過ぎた場合は、申請が無効となりますのでご注意ください。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・登録する印鑑・本人確認書類（運転免許証，パスポート，マイナンバーカードなど）・代理人申請の場合は，代理人の印鑑
届出場所 問い合わせ先	遠野市役所／市民課 電話：0198-62-2111(代表) 宮守総合支所 電話：0198-67-2111(代表)

ごみ

概要	<p>ごみは分別して、決められた曜日の収集予定時間までにごみ集積所に出してください。</p> <p>収集曜日等は、地域によって異なります。</p> <p>引っ越しで多量にゴミを出す場合は、自分で処理施設に持ち込むか、業者に依頼してください。</p> <p>詳しくは下記にご相談ください。</p>
問い合わせ先	遠野市役所／環境課 電話：0198-62-2111(代表) 宮守総合支所 電話：0198-67-2111(代表) 清養園クリーンセンター 電話：0198-62-2878

水道

概要	住まいを移したことにより、水道の使用を始める場合は開始届、水道の使用を止める場合は中止（廃止）届を届出してください。
届出期間	開始または中止をする3日前まで (開始または中止の日は、平日の指定をさせていただく場合があります。余裕をもって手続をしていただくようお願いします。)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・特にありません。水道の場所と使用者となる方の住所及び氏名の届出が必要です。・代理人でも届出できますが、本人の連絡先等をお伺いします。
届出場所 問い合わせ先	遠野市役所／上下水道課 電話：0198-62-2111（代表） 宮守総合支所 電話：0198-67-2111（代表）

電気

概要	転居日・入居日が決まったときの連絡先を記載いたします。
問い合わせ先	東北電力コールセンター 電話：0120-175-266 電気・ご契約のお手続きやお問い合わせ 東北電力 (tohoku-epco.co.jp)

介護保険の申請

概要	前住所地で要介護・要支援と認定されている方は、その要介護・要支援認定の結果を、認定審査会の審査・判定を経ることなく、要介護・要支援の認定をすることができます。（認定有効期間内）
届出期間	転入日より14日以内
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・受給資格証明書(前住所地で発行)・要介護・要支援認定申請書（保健福祉課窓口にあります）
届出場所 問い合わせ先	遠野健康福祉の里／健康長寿課 電話：0198-62-5111(代表) 宮守総合支所 電話：0198-67-2111(代表)

児童手当の申請

<p>概要</p>	<p>遠野市に住民登録があり、中学校修了（15歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。</p> <p>◆手当額（児童1人あたり月額）</p> <p>3歳未満 : 一律 15,000 円</p> <p>3歳以上小学校修了前 : 10,000 円（第3子以降は 15,000 円）</p> <p>中学生 : 一律 10,000 円</p> <p>◆注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の生まれ順は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童で数えます。 ・児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額一律 5,000 円を支給します。
<p>届出期間と必要なもの</p>	<p>◆他市町村から遠野市へ転入された方（他市町村で児童手当を受給していた方）</p> <p>転入手続きが終了しだい、速やかに申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者（父母等）名義の普通預金口座の通帳…児童手当入金用 ・請求者（父母等）の健康保険証の写し ・請求者（父母等）の所得証明書…所得状況、扶養状況がわかるもの（賦課年度等はお問い合わせください。） ・印鑑…認印可。スタンプ印は不可。 ・児童が属する世帯の住民票謄本…児童と請求者（父母等）が別居する場合のみ <p>◆転居された方（遠野市内で住所異動をされた方）</p> <p>転居手続きが終了しだい、速やかに申請してください。</p> <p>印鑑…認印可。スタンプ印は不可。</p> <p>◆遠野市外へ転出される方</p> <p>転出手続きが終了しだい、速やかに申請してください。</p> <p>印鑑…認印可。スタンプ印は不可。</p>
<p>届出場所 問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野市役所／市民課 電話：0198-62-2111(代表) ・宮守総合支所 電話：0198-67-2111(代表)